

保護者のみなさま

笠松町立松枝小学校
羽島郡二町教育委員会

警 報 発 表 時 等 の 対 応 に つ い て

標記のことについて、下記のとおり、児童生徒の安全確保を最優先にした対応の原則を案内します。熟知いただくとともに、警報発表時など、危険が迫る可能性がある場合には、最新の情報収集に努めていただきますようお願いします。

記

1 「警報」とは

※「警報」とは、特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報をいいます。
※市町村ごとに発表されます。各町の気象情報により判断します。

2 「警報」発表時における休業及び児童生徒の登下校について

1 児童生徒が登校する以前に（家庭にいるとき）「警報」が発表されている場合

※「警報」が解除されるまで、家庭において自宅待機させてください。

- ① 午前7時より前に「警報」が解除された場合は、平常どおり登校させてください。
- ② 午前7時から午前11時までに「警報」が解除された場合は、午後からの授業開始を原則とします。

ただし、解除時刻が早く被害が少ない場合は、2時間遅れで授業を開始する場合があります。
この場合、簡易給食（パンと牛乳など）となることがあります。

- ③ 午前11時の時点で「警報」が発表されている場合は、休業とします。

※上記①②の場合でも、道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊等で、危険と判断される場合は、登校させず、学校に連絡をお願いします。

2 児童生徒の登校後に（学校にいるとき）「警報」が発表された場合

※原則、「警報」が解除されるまで、通常通りの授業を行い、下校させません。

- ① 下校時刻に、すでに「警報」が解除されている場合、通学路を確認後、児童生徒を安全に帰宅させられると判断した場合には、教職員による引率や見守りのもとで下校させます。

ただし、児童生徒の下校時の安全が危惧される場合には、学校で待機させ、保護者への引き渡しによる下校とします。

- ② 下校時にも、「警報」が継続発表されている場合、学校で待機させ、保護者への引き渡しを行います。

ただし、道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊等で、危険と判断される場合は、安全確保のため、学校で待機させます。このため、引き渡しの時刻が遅くなる場合があります。

3 （登校前、登校後に限らず）児童生徒に危険が及ぶ荒天が予想される場合

※児童生徒の安全確保の観点から、休業や下校時刻を早めることがあります。

※ 「警報」が発表されていなくても、「警報」の発表が予想される場合や、気象や道路・交通、河川の状況等から、学校を休業したり、緊急に登校を見合わせたり、早めに下校させたりする等の措置をとることがあります。引き渡しをお願いする場合があります。

3 その他

- ・台風等が接近し、翌日が休業になる可能性が高い場合は、前日に給食の打ち切りを決定することがあります。
- ・休業や授業の打ち切りについては、学校からの緊急メールや防災無線等を使ってお知らせします。